

## インドネシア保税地区(KB, Kawasan Berikat)について

### Kawasan Berikat (KB)保税地区とは

#### Kawasan Berikat (KB)に関する法令・規定

Kawasan Berikat (KB)に関する法令・規定は主には下記の法令・規定がある。

ア. PMK No.255/PMK.04/2011 (2011年9月6日付財務大臣規定 2011年第147号、保税地区について)

イ. PMK No. 147/PMK.04/2011 (2011年12月28日付財務大臣規定 2011年第255号、PMK No.255/PMK.04/2011の保税地区についての変更について)

#### Kawasan Berikat (KB)の認可取得条件

##### 【総合条件】

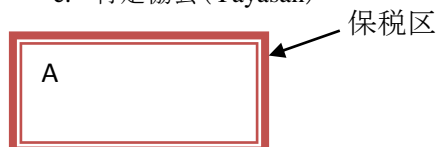
- a. 工業団地(Kawasan Industri)の中に所在すること
- b. 企業の設立地域に工業団地がない場合は(又は、工業団地にスペースが無い場合)、地方政府が定めた工業地域(工業用地,Kawasan Peruntukan Industri)に所在しなければならない。
- c. 工業団地に所在する保税地区の許可は、その事業許可の有効期間に合わせて決定されるが、非工業団地(工業用地)に所在する保税地区の許可は最長5年(更新可)。

##### 【物理的条件】

- a. 面積は最低10,000 m<sup>2</sup>。
- b. KB敷地内には一般道から直接進入できること、また、貨物輸送車両が通行できること
- c. KB敷地は直接他の建物と接しない
- d. KB敷地への貨物の搬出入口は一カ所でなければならない
- e. KB敷地は2m以上の垣(フェンス、塀)で囲まなければならない
- f. 会社のネームプレート・KB認可取得証明書を、会社の正面によくわかるように掲げる
- g. 監視カメラCCTVを設置すること
- h. 税関職員に対して仕事の場所(事務所)、環境を用意すること

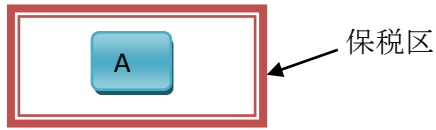
### 保税地区の業者形態

- A. Penyelenggara Kawasan Berikat (PKB)保税地区運営者  
保税地区運営を事業とする保税地区運営者(KBを管理・運営することを許可された事業者)  
PKBとして承認される事業者(企業)は以下の通りである。
- a. 内国投資企業(PMDN)
  - b. 外資系投資企業(一部及び100%を問わず)(PMA)
  - c. 非PMDN/PMAの株式会社(PT)
  - d. 特定協同組合(Koperasi)
  - e. 特定協会(Yayasan)



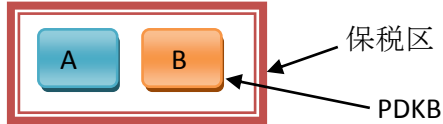
※非工業団地(工業用地)の場合、許可有効期限は5年(更新可)

- B. Penyelenggara Kawasan Berikat sekaligus Pengusaha Kawasan Berikat 保税地区運営者兼保税地区業者



※非工業団地(工業用地)の場合、許可有効期限は3年(更新可)

C. Pengusaha di Kawasan Berikat(PDKB)保税地区立地業者



※非工業団地(工業用地)の場合、許可有効期限は3年(更新可)

保税地区立地業者(保税地区内企業、PDKB)の許可は、製造・倉庫・事務所の建物が完成した後に、現地の税関長を通じて関税総局長宛に申請。現場検査を経て、PDKB 許可が発行される。これを受けて PDKB 事業者は、保税地区活動を開始する際に、資本財やオフィス備品、原材料、半製品、製品の期首数を添付して、現地の税関長に活動開始を申請する。

※PDKB として事業活動を行う事業主は、以下の書類を添付し、税関総局長に通知しなければならない。

- a. 事業承認(Surat Persetujuan Usaha Industri)およびその他関係する政府技術出先機関からの承認のコピー
- b. 公証人から公認された株式会社設立証書のコピー
- c. 納税者番号証明書(NPWP)、付加価値税登録番号 PPN、納税者登録証明書(PKP)および年度末 PPh 納税証明書(すでに納税義務が発生している場合)のコピー
- d. PDKB となる場所の地図および工場配置図
- e. 部品・材料、仕掛品、製品の残高、資本財、工場装備のリスト

以上